桶川市中小企業制度融資のご案内

桶川市内中小企業の事業の振興を図るため、必要な資金の融資あっ旋を目的としています。
※本制度は桶川市が融資を行うものではなく、金融機関が融資を行う制度です。

桶川市中小企業制度融資

（令和８年 10 月１日現在）

<table>
<tr><th>制度名
項目</th><th colspan="2">特別小口資金
（無担保無保証人制度）</th><th colspan="2">中口資金</th></tr>
<tr><td>融資申込対象者</td><td colspan="2">1 市内に住所又は本社・本店・事務所・事業所を有する個人事業主又は法人
2 市内で同一事業を引き続き１年以上経営していること
3 中小企業信用保険法施工令第１条に規定される業種
4 市の税金を完納していること
5 常時使用する従業員が商業・サービス業は５人以下、製造業等は２０人以下であること
6 市民税の所得割、法人市民税の法人税割が課税されていること
7 特別小口以外の保証残高が保証協会にないこと</td><td colspan="2">1 市内に住所又は本社・本店・事務所・事業所を有する個人事業主又は法人
2 市内で同一事業を引き続き１年以上経営していること
3 中小企業信用保険法施工令第１条に規定される業種
4 市の税金を完納していること
5 常時使用する従業員が小売・飲食業は５０人以下、卸売・サービス業は１００人以下、製造業等は３００人以下であること</td></tr>
<tr><td>使　途</td><td>運転</td><td>設備</td><td>運転</td><td>設備</td></tr>
<tr><td>限度額</td><td colspan="2">1,２５０万円</td><td>2,０００万円</td><td>3,０００万円</td></tr>
<tr><td>返済期間</td><td>10 年以内
据置期間６か月以内</td><td>12 年以内
据置期間６か月以内</td><td>10 年以内
据置期間６か月以内</td><td>12 年以内
据置期間６か月以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸付利率※</td><td colspan="2">３年以内</td><td colspan="2">３年超５年以内</td><td>５年超</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．１％</td><td colspan="2">２．３％</td><td>２．５％</td></tr>
<tr><td>連帯保証人</td><td colspan="2" rowspan="2">不要</td><td colspan="2">経営者保証を付さないことを
希望する場合は取扱金融機関へ</td></tr>
<tr><td>担　保</td><td colspan="2">必要に応じて徴する</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td colspan="2">0.７％～0.８％</td><td colspan="2">0.３２％～1.５９％</td></tr>
</table>

※貸付利率は融資実行日における埼玉県制度融資「小規模事業資金」と同率となります。

申込から融資実行までの流れ

機　関	流　れ	備　考
金融機関	①事前相談	取扱金融機関で融資条件（金額、返済期間等）をあらかじめ相談してください。
産業観光課	②受付及び審査 ③審査後 （承認の場合）	○市役所産業観光課で申込受付をします。 ○市の主な審査項目は以下のとおりです。 ・申込書類がそろっているか ・融資申込対象要件を満たしているか ・実地調査し、申込書類記載情報と相違ないか （事業所内写真撮影あり） ○市から申込者に「交付決定通知」を送付します。 ※市の審査承認後、金融機関及び保証協会の審査があるため、ご希望に沿えない（減額承認や否決）場合がございます。
金融機関	④融資審査	「交付決定書」の融資条件で、金融機関に審査申込をしてください。審査承認後、金融機関が保証協会へ保証依頼をします。
保証協会	⑤保証審査	金融機関から保証依頼を受けて、保証協会が審査を行います。 保証を付することが適当と判断された場合、金融機関へ信用保証書を発行します。
金融機関	⑥融資実行	保証協会からの信用保証書の交付を受けて金融機関が融資を実行します。

桶川市保証料補助制度

申込対象者	桶川市制度融資（特別小口、中口）を利用しており、当補助金の申請時に以下をすべて満たしていることが条件です。 ・融資申込要件を有していること ・返済開始から１年間又は完済時においても延滞していないこと
補助額	埼玉県信用保証協会に対する当該融資の保証料額を上限とし、 借入額の０．８％相当額、もしくは５万円のいずれか低い額 (返済期間が１年未満又は繰上げ返済によって１年に満たない場合も対象)

※申請額が予算額に達した場合は、受付を終了します。

※埼玉県の制度融資等は補助対象外となります。

申込書類一覧

基本書類（共通）

○：必要 △：該当者のみ －：不要

	書類名	特別小口		中　口		備考
		個人	法人	個人	法人	
①	中小企業融資申込書	○	○	○	○	２通
②	売上仕入表	△	△	△	△	直近２年分 確定申告書で確認できる場合は提出不要
③	個人情報の提供に関する同意書	○	○	○	○	
④	宣誓書	○	○	○	○	
⑤	融資調査資料	○	○	○	○	
⑥	事業経歴書	○	○	○	○	最終学歴から現在に至るまでを記載
⑦	受注明細書	△	△	△	△	建設業のみ
⑧	印鑑登録証明書	○	○	○	○	（個人：市役所市民課、法人：法務局）
⑨	納税証明書	○	○	○	○	（市役所税務課）
⑩	連帯保証人各種証明書	－	－	△	△	保証人を付ける場合のみ
⑪	確定申告書、決算報告書	○	○	○	○	直近２期分（税務署受付印等があるもの） 市への申込日が決算期から６か月以上経過している場合は試算表
⑫	履歴事項全部証明書	－	○	－	○	（法務局）
⑬	許認可証	△	△	△	△	許認可を要する業種の場合
⑭	全部事項証明書、公図	－	－	△	△	担保を提供する場合（法務局等）
⑮	建物図面、各階平面図、所在地略図等	－	－	△	△	

設備資金の場合は、次の書類も必要となります

⑯	見積書	○	○	○	○	申込人名義のもの
⑰	カタログ又は図面	○	○	○	○	
⑱	建築確認申請書・建築確認済証	△	△	△	△	建物の新築、増改築の場合
⑲	全部事項証明書	△	△	△	△	自己所有の建物の増改築工事等の場合
⑳	賃貸借契約書、賃貸人の承諾書等	△	△	△	△	自己所有でない建物の増改築工事等の場合

※**太枠内**は、所定の様式がございますので、産業観光課職員にお申し出ください。

※証明書等は３か月以内の発行日の写しをご提出ください。

※その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

※融資には審査があり、審査にお時間がかかることやご希望に添えないこともございます。

※申込みの際は、取扱金融機関の支店担当者と融資条件についてあらかじめご相談ください。

取扱金融機関一覧

（五十音順）

金 融 機 関 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
足利銀行桶川支店	363-0021	泉 1-2-6	048-787-2122
埼玉りそな銀行桶川支店	363-0013	東 1-1-18	048-773-1481
大光銀行桶川支店	363-0021	泉 1-8-15	048-787-4511
東和銀行桶川／桶川西支店	363-0017	西 1-9-11	048-771-7981
武蔵野銀行桶川支店	363-0024	鴨川 2-1-7	048-786-1811
青木信用金庫桶川支店	362-0045	上尾市向山 2-1- 4	048-725-5311
川口信用金庫桶川支店	363-0024	鴨川 1-6-7	048-787-3333
埼玉縣信用金庫桶川／桶川西支店	363-0016	寿 2-1-7	048-772-2111

【８金融機関１０支店】

【問合せ先】
桶川市役所　環境経済部　産業観光課　商工・労政係
TEL：０４８－７８８－４９２８
FAX：０４８―７８６－３７４０